

## 第7章 疾病治療費用保障条項

### (疾病治療費用共済金の支払事由)

第38条 本会は、被共済者が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、別表6に掲げる費用のうち本会が妥当と認めた金額を、疾病治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- (1) 次に掲げる疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。この保障条項において以下同様とします。）のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき。
    - ① 責任期間中に発病した疾病。
    - ② 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
  - (2) 責任期間中に感染した別表7に掲げる伝染病を直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき。
2. 前項第(1)号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。
  3. 第1項の規定にかかわらず、本会は、次の各号に掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用共済金を支払いません。
    - (1) 本会が傷害治療費用共済金を支払うべき傷害に起因する疾病。
    - (2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病。
    - (3) 歯科疾病。
  4. 第1項の疾病治療費用共済金の支払いは、1疾病（合併症および続発症を含みます。）について共済加入証書記載の疾病治療費用共済金額をもって限度とします。
  5. 第1項の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から別表6に掲げる第(1)号または第(3)号の費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への疾病治療費用共済金の支払いを本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして前各項の規定により算出した疾病治療費用共済金をその機関に支払います。

### (疾病治療費用共済金を支払わない場合)

第39条 本会は、第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項第(1)号から第(3)号または第(7)号から第(11)号のいずれかによって発病した疾病に該当する場合には、疾病治療費用共済金を支払いません。

2. 本会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、疾病治療費用共済金を支払いません。